

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27.9.4 第 189 回国会第 38 号

9 月 4 日（金）、第 38 回の委員会が開かれました。

## 1 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 50 号）（参議院送付）

- ・塩崎厚生労働大臣、丹羽文部科学副大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（参考人）日本年金機構理事長

水 島 藤一郎君

- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、民主、維新、公明、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 谷 川 と む君（自民）

- ・青少年の適職選択のための職場情報の積極的な提供に資するよう、企業の自主的な取組を促進するとともに、関係者が連携して情報提供を当然とする社会機運を高める環境作りを進めるべきではないか。
- ・求人票に明示された労働条件と実態が相違する問題に適切に対応するため、求人者に対する規制の強化も含め、どのような対応策を検討するのか伺いたい。
- ・ニート等の若者を強力に支援するための国と地方の協働・連携について厚生労働省の見解を伺いたい。

### 小 松 裕君（自民）

- ・ハローワークにおける求人不受理の対象に労働基準関係法令違反により書類送検された場合等を含めるべきではないか。
- ・中小企業の人材確保難の課題も踏まえ、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を認定する制度の目的や、同制度を活用した具体的な支援策を伺いたい。
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、訪日外国人の観光に関連する職種で働く労働者の更なるスキルアップに向けた厚生労働省の取組を伺いたい。

### 伊 佐 進 一君（公明）

- ・解禁日である 8 月 1 日時点で既に内定率が 65% に達したとされる今年の採用選考活動の後ろ倒しについて実態調査を行った上で、厚生労働省において必要な対策を講ずるべきではないか。
- ・若者の雇用管理の状況が優良な企業と認定された場合の当該企業にとってのメリットを伺いたい。

- ・子ども・若者育成支援推進法における子ども・若者支援地域協議会の設置が、都道府県及び市町村において進まない理由について内閣府の見解を伺いたい。

### 岡 本 充 功君（民主）

- ・奨学金の貸与を受ける高等学校の生徒の割合に都道府県間格差が見られる点について、文部科学省としてどのように考え、また、今後どのように格差の解消を図っていくのか伺いたい。
- ・ジョブ・カードのうち、個人の内省面を含むキャリア上の課題に係る記載部分について、企業側から求められた際に労働者が拒否できない可能性があることから、履歴書に係る記載部分とは分けて運用すべきではないか。
- ・求職者支援訓練について、過去の不正行為等により認定を得られない訓練実施機関が代表者名を変更するなどして再度応募した場合でも、認定されないようにすることが必要ではないか。

### 長 妻 昭君（民主）

- ・青少年の適職の選択に資する職場情報（以下「青少年雇用情報」という。）の提供について、当該情報を求めた個人が特定されないようハローワークを介して提供を受けられるような形にすべきではないか。
- ・最低賃金の改定に関する議論は、労使だけでなく幅広い観点から検討を行う必要があるため、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会等は、公開すべきではないか。
- ・我が国の残業が多い実態を踏まえ、勤務時間のインターバル規制を法制化すべきではないか。

## 西村 智奈美君（民主）

- ・ハローワークが不受理の対象とする求人の範囲については、新卒求人に限定せず一般求人まで拡大すべきではないか。
- ・国が学生又は生徒に対して労働法令に関する知識を付与する具体的方法はどのようにするのか、また、労働法令に関する知識の付与を学習指導要領に明記すべきではないか。
- ・ハローワークが学校と協力して職業指導等を行う対象者に中途退学者を追加する規定は、中途退学者にとってどのような効果があるのか伺いたい。

## 山井 和則君（民主）

- ・日本年金機構の年金情報流出事案の全容解明のためには、本年4月22日に厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課に送られた不審メールが同日に企業年金連合会の会員組織・個人に送られた不審メールと同一の内容であったかどうか確認すべきではないか。
- ・厚生労働省が現在行っている大学生アルバイトの実態調査について、速やかに結果を公表し、その結果に応じて雇用管理の適正化について該当する業界団体に文書要請すべきではないか。
- ・厚生労働省において、高校生向け、一般向け、事業主向けにそれぞれ東京都が作成しているような事例の入った分かりやすいブラックバイト対策のチラシと冊子を作成し、配付すべきではないか。

## 井坂 信彦君（維新）

- ・青少年雇用情報の提供の義務化については、企業に提供内容の選択を認めた上で、新卒の応募者等の求めを要件とするのではなく、応募者全員を開示対象とするべきではないか。
- ・職業紹介事業者がハローワークに準じて求人の不受理を行えるようにするには、該当する労働関係法令違反の求人者のリストを職業紹介事業者に提供する必要があるのではないか。

- ・若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度において、優良な中小企業が確実に認定されるよう要件を定めるべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

## 足立 康史君（維新）

- ・労働基準法違反として告訴・告発を受けた場合、労働基準監督署は全てを送検しなければならないことから、送検されたことをもって求人不受理とすることは適当ではないと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・結婚情報サイト事業者に対しては法規制が設けられていないことと比較し、就職情報サイト事業者を本法律案で法定化する趣旨を伺いたい。
- ・現行では政令により定められる技能検定の実施職種について、本法律案により厚生労働省令により定められることとしているが、今後も、厚生労働省が関係省庁と適切に連携していくことを確認したい。

## 堀内 照文君（共産）

- ・ハローワークにおける求人不受理について、その対象を新卒求人に限定している理由は何か。また、既卒者等の若者が新卒ならば求人不受理となるような企業に就職しないように改善すべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・新たなジョブ・カードの在職労働者の実務経験の企業による評価の様式は、客観性が疑問であり、就職活動時の企業の求めに対して出さないことが不利に働くおそれがあることから、非開示扱いとすべきではないか。
- ・日本年金機構和歌山事務センターの業務委託先において、賃金未払いのまま従業員が解雇される問題では従業員の賃金を確保するため、日本年金機構は委託費をそのまま支払うべきであり、業務不履行による違約金と賃金債権を相殺すべきではないのではないか。